

愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

(愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一部改正)

第一条 愛媛県国民健康保険団体連合会規約(昭和三十四年三月二十六日制定)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事業) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 (略) 一 (略) 一の二 介護保険法第七十六条第一項第二号の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用(以下「介護予防・日常生活支援総合事業費」という。)の支払決定に係る審査及び支払であつて、厚生労働省令で定められた事務 二 (略) 三 介護保険法第七十六条第一項第三号の規定による指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な助言及び指導 四 (略) 四の二 介護保険法第七十六条第二項第三号の規定による介護予防・日常生活支援総合事業費の支払決定に係る審査及び支払に関する事務(第一号の二に掲げるものを除く。) 五 介護保険法第七十六条第二項第四号の規定による介護保険事業の円滑な運営に資する事業 5 (略) 一 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第九十六条の二の規定による介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付(以下「障害介護給付費」という。)の支払に関する事務	(事業) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 (略) 一 (略) (新設) 二 (略) 三 介護保険法第七十六条第一項第二号の規定による指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な助言及び指導 四 (略) (新設) 五 介護保険法第七十六条第二項第三号の規定による介護保険事業の円滑な運営に資する事業 5 (略) 一 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第八項の規定により市町が委託する介護給付費及び訓練等給付費、同法第三十二条第六項に規定するサービス利用計画作成費及び同法第三十四条第二項に規定する特定障害者特別給付費並びにその他法令又は通知で定める給付(以下「障害介護給付費」という。)の支払に関する事務

改 正 後	改 正 前
二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十六条の五の二の規定による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付(以下「障害児給付費」という。)の支払に関する事務 6 (略) (負担金及び手数料) 第十二条 (略) 2 会員は、診療報酬の審査または支払、特定健康診査・特定保健指導の費用の支払及びデータの管理、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査及び支払並びに障害介護給付費及び障害児給付費の支払に関する事務を連合会に委託したときは手数料を納付しなければならない。 3 3 7 (略) (議決権の特例) 第十八条の三 (略) 2 会員たる市町が第六条第五項に規定する事務に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する組合(以下「障害者自立支援給付事業組合」という。)を設けた場合における障害者自立支援給付事業関係業務に関しては、法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、当該障害者自立支援給付事業組合は、一個の議決権を有するものとする。 1 1 5 (略) 附 則 (削除)	二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の三の規定により都道府県が委託する障害児施設給付費及び同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びにその他法令又は通知で定める給付(以下「障害児施設給付費」という。)の支払に関する事務 6 (略) (負担金及び手数料) 第十二条 (略) 2 会員は、診療報酬の審査または支払、特定健康診査・特定保健指導の費用の支払及びデータの管理、介護給付費の審査及び支払並びに障害介護給付費及び障害児施設給付費の支払に関する事務を連合会に委託したときは手数料を納付しなければならない。 3 3 7 (略) (議決権の特例) 第十八条の三 (略) 2 会員たる市町が第六条第五項第一号に規定する事務に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する組合(以下「障害者自立支援給付事業組合」という。)を設けた場合における障害者自立支援給付事業関係業務に関しては、法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、当該障害者自立支援給付事業組合は、一個の議決権を有するものとする。 1 1 5 (略) 附 則 (介護従事者処遇改善に関する事務) 6 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二、第六条の三第一項及び第二項並びに前項に掲げる事業のほか、平成二十一年三月十三日保発第〇三二三〇〇六号厚生労働省保険局長別添「国民健康保険の保険者に対する介護従事者処遇改善基金管理運営要領」による国保介護従事者処遇改善基金の管理運営に関する事務を行う。

改正後	改正前
出生育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務) 6 (略) (削除)	(出生育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務) 7 (略) (介護職員処遇改善に関する事務) 8 この連合会は、当分の間、第六条各項、第六条の二、第六条の三第一項及び第二項並びに前三項に掲げる事業のほか、平成二十一年八月三日老発第〇八〇三第一号厚生労働省老健局長通知別紙「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」による介護職員処遇改善交付金の支払に関する事務を行う。

附 則

- 1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規約の施行の日前に行われた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第三条の規定による改正前の障害者自立支援法第二十九条第八項に規定する介護給付費及び訓練等給付費、同法第三十二条第六項に規定するサービス利用計画作成費及び同法第三十四条第二項に規定する特定障害者特別給付費並びに整備法第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十四条の三第十一項に規定する障害児施設給付費及び同法第二十四条の七第二項に規定する特定入所障害児食費等給付費の支払等に関する事務については、なお従前の例による。
- 3 平成二十一年八月三日付け老発第〇八〇三第一号厚生労働省老健局長通知別紙「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」による平成二十一年十月から平成二十四年三月までの介護サービス提供分に係る介護職員処遇改善交付金の支払いに関する事務については、なお従前の例による。